

議案第73号

半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例制定の件

半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年6月提出

鹿児島県知事 塩田康一

半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例

(半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

第1条 半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例(昭和61年鹿児島県条例第67号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第2項中「又は収入金額」を削る。

(離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

第2条 離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例(平成5年鹿児島県条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条の表事業税の項中「の規定の適用を受ける設備」を「に規定する特別償却設備」に、「当該設備」を「当該特別償却設備」に改め、「又は収入金額」を削り、同表不動産取得税の項及び固定資産税の項中「設備」を「特別償却設備」に改める。

(原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

第3条 原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例(平成14年鹿児島県条例第56号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「製造の事業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業の用に供する設備を構成する減価償却資産のうちに同条第2項に規定する対象設備を含むもの」を「対象設備」に、「当該設備」を「当該対象設備」に、「所得金額」を「所得」に改め、同条第2項中「設備」を「対象設備」に改め、同条第3項中「あつては」を「あつては」に改める。

第3条第1項中「新設し、又は増設した省令第1条第2項に規定する」を削る。

第4条第1項中「新設し、又は増設した省令第1条第2項に規定する」を削り、「償却資産(」の次に「省令第1条第2項に規定する特定償却資産に該当するものに限り、かつ、」を加える。

(地域経済牽引事業の促進に係る区域における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

第4条 地域経済牽引事業の促進に係る区域における県税の特別措置に関する条例(平成20年鹿児島県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第2条中「令和7年3月31日」を「省令第3条第1号に定める日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第4条の規定による改正後の地域経済牽引事業の促進に係る区域における県税の特別措置に関する条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(提案理由)

半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。